

千曲市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令について

千曲市立学校文書取扱規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「文章等の収受、配布等」を「文書等の収受、配布等」に、「文章の整理保存」を「文書の整理保存」に、「雑則」を「補則」に改める。

第31条の見出しを削り、同条中「千曲市文書取扱規程（平成15年千曲市訓令第3号）」を「千曲市文書管理規程（令和6年千曲市訓令第●号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

令和6年2月21日提出  
千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P 7833

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>千曲市立学校文書取扱規程</p>
<p>制定区分 (該当字句を○で囲む)</p>	<p>新 規      <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正      全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<p>千曲市文書取扱規程（平成15年千曲市訓令第3号）</p>
<p><u>提案理由</u></p> <p>千曲市文書取扱規程（平成15年千曲市訓令第3号）の全部改正に伴い、同規程の引用箇所の改正及び字句の軽微な修正を行うもの。</p>	

千曲市立学校文書取扱規程（平成15年千曲市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 文書事務の処理（第5条—第21条）</p> <p>第3章 <u>文章等の収受、配布等</u>（第22条—第25条）</p> <p>第4章 <u>文章の整理保存</u>（第26条—第30条）</p> <p>第5章 <u>雑則</u>（第31条）</p> <p>附則</p> <p><u>（その他）</u></p> <p>第31条 この規程に定めるもののほか、文書の処理に関して必要な事項は、<u>千曲市文書取扱規程（平成15年千曲市訓令第3号）</u>の規定を準用する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 文書事務の処理（第5条—第21条）</p> <p>第3章 <u>文書等の収受、配布等</u>（第22条—第25条）</p> <p>第4章 <u>文書の整理保存</u>（第26条—第30条）</p> <p>第5章 <u>補則</u>（第31条）</p> <p>附則</p> <p>第31条 この規程に定めるもののほか、文書の処理に関して必要な事項は、<u>千曲市文書管理規程（令和6年千曲市訓令第●号）</u>の規定を準用する。</p>